

医政発0327第16号  
令和8年3月27日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

医療法施行令等の一部を改正する政令及び医療法施行規則等の一部を改正する省令の公布及び施行について（通知）（地域外来医療（医療法）関係）

医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）が令和7年12月12日に公布され、改正法のうち医療法（昭和23年法律第205号）の一部改正（地域外来医療関係）については、令和8年4月1日付けで施行することとされている。

これに伴い、医療法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第66号。以下「改正政令」という。）及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（令和8年厚生労働省令第46号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、いずれも令和8年4月1日付けで施行される。

これらの改正の趣旨等は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、運用に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 第一 改正の趣旨

高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するための措置の一つとして、医師偏在是正に向けた総合的な対策を講じることが重要である。その中で、地域で不足している医療機能の確保によってより適切な医療提供体制を構築する観点から、現行の「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」による外来医師多数区域における新規開設希望者への地域で必要な医療機能の要請等の仕組みについて、実効性を確保することが必要であるため、地域で必要な医療機能を確保するための診療所への勧告等の措置を講ずることとする。

### 第二 改正の主な内容

#### 1 外来医師過多区域に係る無床診療所における届出の適用対象外について

改正政令による改正後の医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条第2項及び第3項において、刑事施設、少年院若しくは少年鑑別所又は入国者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた診療所及び皇室用財産である診療所について、改正法による改正後の医療法（以下「新法」という。）第30条の18の6第3項に規定する外来医師過多区域（新法第30条の18の6第1項の指定を受けた区域をいう。以下同じ。）に係る無床診療所（医業を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しない診療所に限る。以下同じ。）における開設6月前までの届出の適用対象外とする。

#### 2 医療機能情報提供制度の報告項目について

改正省令による改正後の医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「新規則」という。）別表第1第2の項第1号ロ(17)において、医療情報ネット（ナビイ）の「提供サービスや医療連携体制に関する事項」について、「地域外来医療に関する状況（外来医師過多区域で令和8年10月1日以降に開設した無床診療所であつて改正法による改正後の健康保険法（大正11年法律第70号）第68条の2第1項の規定により同法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関の指定に当たって3年以内の期限を付されたものである場合に限る。）」を追加し、以下の事項について報告するものとする。

- ① 地域外来医療の提供の有無並びにその内容及び実績
- ② 新法第30条の18の6第6項の規定に基づく要請又は同条第9項の規定に基づく勧告の有無及び地域外来医療を提供しない理由

#### 3 経過措置

新規則別表第1第2の項第1号ロ(17)の規定は、令和9年1月1日以降に行われる医療法第6条の3第1項の規定による報告から適用する。

以上